

伊 監 委 第 82 号
2020(令和2)年8月17日

伊賀市長 岡本 栄 様

伊賀市監査委員 鈴木 陽介

伊賀市監査委員 西口 和成

令和元年度伊賀市財政健全化・公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度伊賀市健全化判断比率・資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について審査を行った結果、その意見は次のとおりである。

令和元年度 伊賀市財政健全化審査意見書

I. 審査の対象 令和元年度決算に基づく健全化判断比率

II. 審査実施日 令和2年8月7日

III. 審査実施場所 監査委員事務局

IV. 審査の方法

この財政健全化審査は、伊賀市監査基準(平成16年11月1日監査委員訓令第1号)に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、同書類と歳入歳出決算書及び公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を聴取して実施した。

V. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

令和元年度健全化判断比率及び早期健全化基準は、下表のとおりである。

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	備考(計算値)
	%	%	%
① 実質赤字比率	—	11.95	△ 1.95
② 連結実質赤字比率	—	16.95	△ 24.93
③ 実質公債費比率	11.4	25.0	
④ 将来負担比率	77.2	350.0	

(1) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和元年度の実質赤字比率は計算値△1.95%であり、前年度△2.90%に比べ0.95ポイント低下しているが、早期健全化基準の11.95%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質赤字比率は計算値△24.93%であり、前年度△23.79%に比べ1.14ポイント向上しており、早期健全化基準の16.95%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率は11.4%であり、前年度11.9%に比べ0.5ポイント向上しており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は77.2%であり、前年度81.3%に比べ4.1ポイント向上しており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

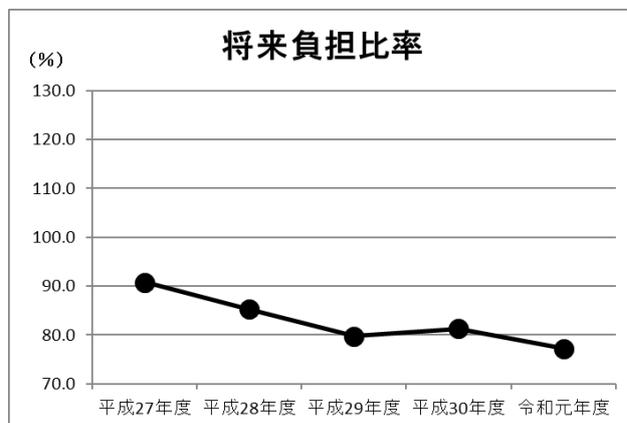
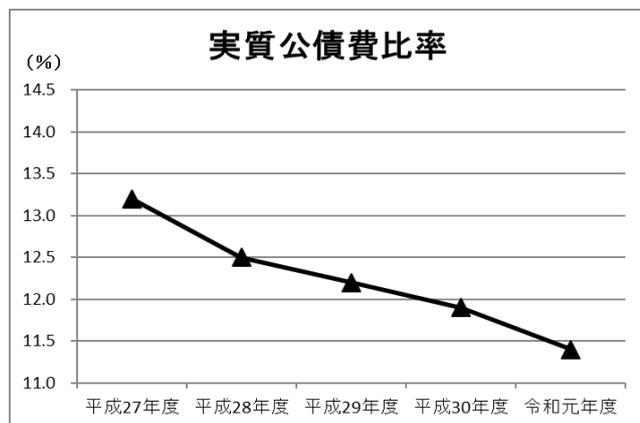
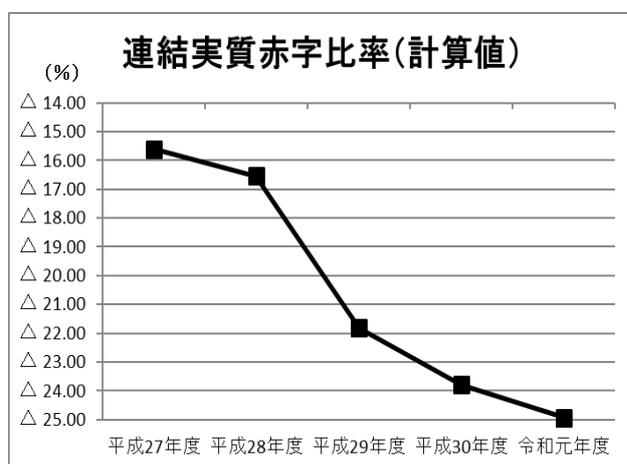
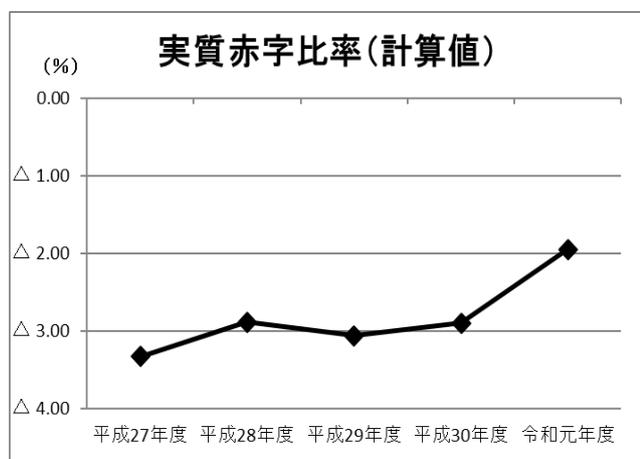
(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

[4 指標の推移]

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	%	%	%	%	%
実質赤字比率	△ 3.33	△ 2.89	△ 3.06	△ 2.90	△ 1.95
連結実質赤字比率	△ 15.61	△ 16.55	△ 21.82	△ 23.79	△ 24.93
実質公債費比率	13.2	12.5	12.2	11.9	11.4
将来負担比率	90.8	85.3	79.8	81.3	77.2

注) 実質赤字比率と連結実質赤字比率は計算値である。



※ 平成 29 年度から、公営企業法非適用企業であった農業集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽事業が下水道事業として公営企業法適用企業に移行されている。

令和元年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

I. 審査の対象 令和元年度決算に基づく資金不足比率

II. 審査実施日 令和2年8月7日

III. 審査実施場所 監査委員事務局

IV. 審査の方法

この経営健全化審査は、伊賀市監査基準(平成16年11月1日監査委員訓令第1号)に準拠し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、同書類と公営企業決算書等を照合し、また関係職員の説明を聴取して実施した。

V. 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

VI. 審査の意見

令和元年度資金不足比率及び経営健全化基準は、下表のとおりである。

会計名	資金不足比率	経営健全化基準	備考(計算値)
	%	%	%
① 病院事業	—	20.0	△ 22.2
② 水道事業	—	20.0	△ 125.8
③ 下水道事業	—	20.0	△ 292.1

(1) 個別意見

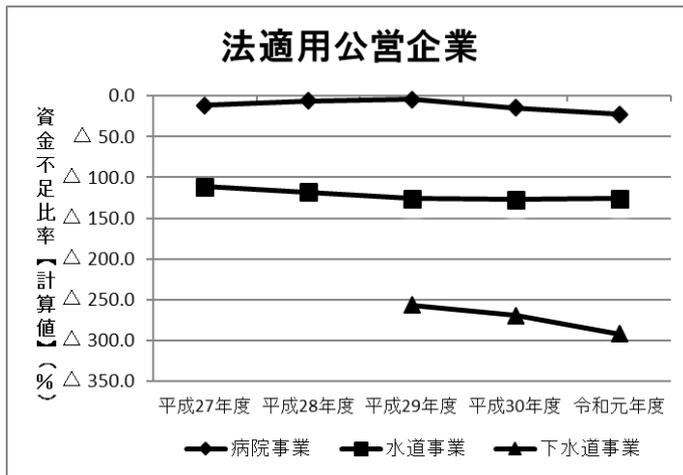
- ① 令和元年度の病院事業特別会計の資金不足比率は計算値△22.2%であり、前年度△14.5%に比べ7.7ポイント向上しており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- ② 令和元年度の水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△125.8%であり、前年度△127.2%に比べ1.4ポイント低下しているが、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。
- ③ 令和元年度の下水道事業特別会計の資金不足比率は計算値△292.1%であり、前年度△269.2%に比べ22.9ポイント向上しており、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これを下回っている。

(2) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

[資金不足比率（計算値）の推移]

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	%	%	%	%	%
病 院 事 業	△ 11.8	△ 5.8	△ 3.9	△ 14.5	△ 22.2
水 道 事 業	△ 111.3	△ 118.1	△ 126.1	△ 127.2	△ 125.8
下 水 道 事 業	△ 111.3	△ 118.1	△ 256.6	△ 269.2	△ 292.1



※ 平成 29 年度から、公営企業法非適用企業であった農業集落排水事業、公共下水道事業及び浄化槽事業が下水道事業として公営企業法適用企業に移行されている。